

政務活動費とは 政務活動費の収支を公開します

◆政務活動費とは

政務活動費とは、地方自治法第100条の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されています。

本市では、「かほく市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議会の活性化や議員個々の政策形成能力、法制能力、調査能力等の向上、市政に関する調査研究活動基盤の充実を図るため、議員に対して、年24万円（月額2万円）を交付しています。

◆政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、下記の別表で定める政務活動に要する経費に充てることができます。

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

◆使途基準

本市議会では、政務活動費の使途基準を定め明確化するとともに、領収書等の証拠書類を添えた収支報告書の提出を義務づけるなど、透明性の高い運用をしています。

◆収支報告書

政務活動費の収支報告書は、次年度の4月30日までに、領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長に提出しなければなりません。

議員氏名	平成27年度 交付決定額	支出総額	支出内訳						返還額	
			調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	資料 作成費	資料 購入費		
板谷 悦郎	240,000	250,184		110,852	35,658			57,601	46,073	0
金子 猛	240,000	270,982	25,110	78,610	36,300			48,089	82,873	0
坂井 正朝	240,000	172,633		78,610				16,185	77,838	67,367
多々見邦次	240,000	286,016		94,500	32,136			19,308	140,072	0
高橋 成典	240,000	263,673		0	185,729	4,080		24,978	48,886	0
安達 肇	240,000	246,034	61,610	17,000	20,088			0	147,336	0
多々見 武	240,000	248,614	93,308	17,000				29,124	109,182	0
金田 正信	240,000	171,194		9,000	24,910			7,886	129,398	68,806
杉本 正一	240,000	259,386		138,612				0	120,774	0
竹内 幹雄	240,000	159,538	93,320	8,000				8,964	49,254	80,462
杉本 成一	240,000	252,561	87,960	17,000				43,831	103,770	0
寺内 照雄	240,000	204,782		17,000				75,000	112,782	35,218
猪村 博靖	240,000	276,154	93,028	17,000				56,295	109,831	0
別宗 明敏	240,000	262,123		117,860				20,229	124,034	0

※1 平成28年9月30日付けで、竹内幹雄議員から収支報告書について修正の届出がありましたので、修正後の額を記載しています。